

富士見市パートナーシップ宣誓制度
利用の手引き

富士見市

～目次～

1. パートナーシップ宣誓制度の目的	1
2. 宣誓することができる方	1
3. 宣誓に必要な書類	2
4. 手続きの流れ	3
5. 宣誓証明書・宣誓証明カードの交付	3
6. 宣誓証明書等の再交付	4
7. 宣誓事項の変更	4
8. 宣誓証明書等の返還	4
9. パートナーシップ制度の連携	4
10. よくあるご質問	6

富士見市 協働推進部 人権・市民相談課
〒354-8511
富士見市大字鶴馬1800番地の1
TEL 049-251-2711
E-mail jinken@city.fujimi.saitama.jp

富士見市パートナーシップ宣誓制度

富士見市では、人間尊重宣言都市として、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、令和4年4月1日から「富士見市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

1 パートナーシップ宣誓制度の目的

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、協力し合うことを約束した双方又はいずれか一方が性自認や性的指向にかかる性的マイノリティである二人が、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓する制度です。市は、宣誓した事実を証明する宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付します。

この制度は、法的な効力はありませんが、お二人のパートナーシップを尊重し、自分らしく生き生きと活躍されることを市が応援するものです。

更に、この制度をきっかけに、性の多様性についての社会的な理解を促進し、性自認や性的指向による偏見や差別を無くすために取り組むものです。

2 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓制度を利用するには、双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向にかかる性的マイノリティであり、かつ以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 二人がパートナーシップ関係にあること

パートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、協力し合うことを約束した二人の社会生活関係をいいます。

(2) 成年に達していること

満18歳以上の方。

(3) 住所について次のいずれかに該当すること

- 双方が市内に住所を有していること。
- 一方が市内に住所を有し、かつ他の一方が市内へ転入を予定していること。
- 双方が市内へ転入を予定していること。

同居は要しません。

(4) 双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと

戸籍抄本、独身証明書等で確認します。

(5) 宣誓者以外の方とパートナーシップ関係にないこと

すでに宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方は宣誓できません。

(6) 民法に規定する近親者（婚姻できない続柄）でないこと

民法の規定により婚姻することができない、直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族の関係にある方は宣誓をすることができません。

パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合には宣誓できます。

- 直系血族・・・・・・・・・・祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族・・・兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族・・・・・・・・・・子の配偶者、配偶者の父母

3 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書

宣誓日当日、市が用意します。

(2) 住民票又は住民票記載事項証明書

「個人番号」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの（3か月以内に発行されたもの）を一人1通ずつ提出してください。（同一世帯の場合は1通で可）

(3) 転入予定の住所が確認できる書類（転入予定の方のみ）

転出証明書、賃貸借契約書の写し等

(4) 婚姻していないことが確認できる書類

戸籍抄本または独身証明書その他これに類する書類（3か月以内に発行されたもの）で確認します。外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書とその日本語訳文。

(5) 本人確認書類

次のいずれか1点または2点を提示してください。

・1点の提示でよいもの

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等、官公署が発行した顔写真付き証明書等

・2点の提示が必要となるもの

健康保険証、年金手帳、学生証等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

(6) 通称を使用していることが確認できる書類（氏名と併せて通称を使用したい方のみ）

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料

4 手続きの流れ

(1) 宣誓を希望する7日前までに、人権・市民相談課に電話・FAX・予約フォーム・来庁のいずれかで宣誓日時を予約してください。

- ・予約受付時間 平日 8時30分～17時15分

- ・予約受付場所 富士見市役所人権・市民相談課

(注意) 宣誓日までに必要な書類をご用意ください。



予約フォーム

(2) 宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人で来庁してください。

「パートナーシップ宣誓書」等を市職員立合いのもとで記入していただきます。

- ・宣誓できる時間 平日9時から17時まで

(注意) 書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただきます。

(3) 宣誓証明書等の交付

宣誓の要件を満たしていることが確認できた場合、「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」を郵送または窓口で交付します(およそ一週間後)。

(4) 転入の確認

一方又は双方が富士見市に転入予定の場合は、転入後に住民票又は住民票記載事項証明書を提出してください。転入が確認できた場合に宣誓証明書等を交付します。

5 宣誓証明書・宣誓証明カード

すべての要件を満たしていることを確認した後、「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」をお二人にそれぞれ一部ずつ交付します。

宣誓証明書 (A4サイズ)

※イメージ図

様式第2号 (第7条関係) 第 号

パートナーシップ宣誓証明書

____ 様 _____ 様

二人が、富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日: ____年 ____月 ____日

____年 ____月 ____日

富士見市長

宣誓証明カード (免許証サイズ)

※イメージ図

(表面)

パートナーシップ宣誓証明カード

二人が、富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 様 パートナー 様

第 号 令和 ____年 ____月 ____日発行

富士見市長 [印]

(裏面)

この宣誓証明カードは、富士見市として、二人が相互に専ら人生のパートナーとして、日常生活において協力しあうことを宣誓したことを証するものです。
法的効力はありませんが、この宣誓証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。
なお、この制度を利用する方の性のあり方(性自認・性的指向)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

戸籍上氏名 戸籍上氏名
本人 様 パートナー 様

【本人記載欄】(記入は自由です)
私本人が同意や併せて方が一、意思表示ができない場合は、パートナーに連絡してください。
自筆署名 _____

6 宣誓証明書等の再交付

宣誓証明書等の紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

7 宣誓事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類を添えて提出してください。

なお、宣誓事項の変更に伴い、宣誓証明書等の再交付を希望する場合には、先に交付した宣誓証明書等を添付のうえ、「6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり申請してください。

8 宣誓証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡した時、一方又は双方が市外へ転出した場合には、宣誓証明書等を市へ返還する必要があります。「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出してください。ただし、埼玉県内のパートナーシップ制度の連携協定を締結している自治体に転出する場合は、富士見市の宣誓証明書及び宣誓証明カードの返還及び返還届の必要はありません。（詳細は「9 パートナーシップ制度の連携」をご覧ください。）

9 パートナーシップ制度の連携

令和6年4月12日に、埼玉県内の自治体間で、「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結しました。これにより、協定する自治体間であれば、転入・転出後も、各自治体が定める簡易な手続きでパートナーシップ制度を継続して利用することができます。

（注）パートナーシップ制度は各自治体が独自に定めるもので、「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」によって、制度の要件や手続きが統一されるものではありません。

転入・転出の際には、必ず事前に当該自治体の制度内容をご確認ください。



(1) 富士見市で宣誓した方が、協定した自治体に転出する場合

- ・富士見市に宣誓証明書等を返還する必要はありません。
- ・転出先自治体で、新たな宣誓証明書等を受け取ってください。
- ・手続きや必要書類については、転出先の自治体にご確認ください。

(2) 協定した自治体で宣誓した方が、富士見市に転入する場合

- ・連携にかかる事務に同意いただくことで、前自治体での手続きは必要ありません。
- ・富士見市で新たに宣誓証明書等を受け取る際の必要書類を一部省略できます。
- ・来庁のほか、郵送で宣誓証明書等の交付手続きができます。
- ・富士見市が交付する宣誓証明書に記載する宣誓日は、連携自治体での宣誓日等を引き継いで記載します。

【来庁して手続きする場合の手順・必要書類】

①予約

- ・富士見市に転入後、手続きに来庁する日時をご予約ください。(7日前まで)
- ・来庁の手続きは、お一人でも構いません。

②来庁時の手続き

- ・提出された書類を確認し、後日、郵送または窓口で宣誓証明書等を交付します。(約1週間後。)

※来庁して手続きする場合の必要な書類

- ・富士見市パートナーシップ宣誓証明書交付願(窓口にあります。)
- ・転出元(元の居住地)が発行した証明書等(原本、二人分)
- ・本人確認書類(来庁者分のみ)
- ・住民票の写し(市が住民登録を確認することに同意いただければ省略可)

【郵送で手続きする場合の手順・必要書類】

①必要書類の準備・手続き

富士見市ホームページから、「富士見市パートナーシップ宣誓証明書交付願」をダウンロードし、必要事項を記入して郵送してください。

②宣誓証明書等の交付

- ・提出された書類を確認し、郵送にて返送します(約1週間後)
- ・富士見市から宣誓証明書等を交付した旨を前の自治体に通知しますので、ご自身で転出したことを連絡する必要はありません。

※郵送で手続きする場合の必要書類

- ・富士見市パートナーシップ宣誓証明書等交付願(ダウンロード)
- ・転出元(元の居住地)が発行した証明書等(原本、二人分…裏書き後、返却します)
- ・本人確認書類(コピー、二人分)
- ・住民票の写し(市が住民登録を確認することに同意いただければ省略可)

10 よくあるご質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、富士見市パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づき、二人のパートナーシップを市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 本制度の導入により、性的マイノリティに関する社会的理解が進み、パートナーシップを家族に近い関係として扱うなど、パートナーシップが尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくは、公証役場へお問い合わせください。

Q4 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりますか？

A4 制度の利用や証明書等の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q5 通称は使用できますか？

A5 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証、学生証、通称で届いた郵便物など）を宣誓時に提示してください。交付する証明書は、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものとなります。

Q6 市外に転出する場合、どうしたらよいですか？

A6 市外に転出する場合は、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出いただき、交付した宣誓証明書と証明カードを返還してください。パートナーシップ制度の連携をしている埼玉県内の自治体へ転出する場合は、手引き「9 パートナーシップ制度の連携」をご覧ください。

